



海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・標津町



神輿のお披露目だ！

標津認定こども園の園児がこしらえた神輿が、8月16日に標津市街を練り歩きました。

この催しは、同園が町内の多くの行事が中止になっているなか、園児たちや地域住民にお祭り気分を味わってもらおうと企画したもので、練り歩いた園児たちの元気な掛け声が「わっしょい！わっしょい！」と街中に響き渡り、観覧した住民はかわいらしい園児の姿に目を細めていました。

令和3年7月 町政執行方針

町民の皆さんの笑顔が輝くまちづくり「協働・協心・協和」

7月29日、第5回標津町議会臨時会が開かれ、初当選を果たした山口町長が、今後4年間の町政に臨む姿勢やめざすまちの姿、具体的な施策の展開を述べました。
その内容を、10ページにわたり紹介します。

一. はじめに



町政執行方針を述べる山口町長

本日ここに、令和3年第5回標津町議会臨時会が開催されるにあたり、町民の皆さま、そして議員各位に、今後4年間にわたる町政執行に対する私の所信を申し述べ、今後の町政運営へのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして、生まれ育ったこのまちを「ずっと住み続けたいまちにしたい」、「まちを元気にしたい」との思いで立候補を決意し、町民の

皆さまからの力強いご支援、ご支持をいただき、このたび町政の舵取り役を担わせていただくこととなりました。町民の皆さまをはじめ、各界、各層からの心温まるご支援、ご厚情を賜りましたことに、この場をお借りいたしまして、改めて感謝とお礼を申し上げます。

現在、標津町は、新型コロナウイルス禍における経済・感染予防対策や秋サケ不漁、少子高齢化など多くの難題に直面しておりま

す。新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり終息の見通しが立たない状況の中、私たちの生活は激変し、町の経済もかつて経験したことがないほどの深刻な打撃を受けておりますが、このような厳しい時代に、まちの未来のため、しっかりと道しるべを示すことが私に課せられた大きな使命の一つでありまして、改めて町民の皆さまから寄せられました期待の大きさと、課せられた責任の重さに身の引き締まる思いであります。

選挙戦を通じていただきました「この町を守ってほしい」という強い思いをしっかりと受け止め、町民の皆さまと一緒に明るい未来を展望できるよう、これまで培ってきた経験と持てる力の全てを注ぎ、この町の未来のために全身全霊を尽くしてまいります。

二. 町政運営に臨む 基本姿勢

私は、この選挙戦を通じて多くの方々とお話をさせていただき、町民の皆さまが色々なことを考え、たくさんアイデアを持っていることを、そして、町の施策が意外と知られていない、特に若い世代に浸透していないことを実感いたしました。

また、このたびはご期待だけではなく、ご批判も含めさまざまな意見をいただきました訳ではありますが、皆さまのまちづくりに寄せる思いや期待を真摯に受け止め、職員とともに、町民の皆さまと膝を交えて対話をし、信頼関係を積み重ねながら一緒にまちづくりをしていきたいと考えております。

日頃から住民の声をよく聞き、現状を正確に認識してこそ、血の通った施策が実現できると考えておりま

す。このことを念頭に、行政運営にあたりましては、私の政治信条であります【集中と選択】公平公正の上に立った政策決定、【対話重視】町民との議論、【思いやり】町民の皆さまの気持ちへの寄り添い、【決断とチャレンジ】決めるときは決める、この4点を基本に据え、さまざまな行政課題を一つ一つ着実に解決していくため、町政の運営に大きな決意をもって取り組んでまいります。

そして、何と云いまして、標津町の基幹産業であ



る水産業と酪農業をはじめ、商工業、観光業といった地域産業の振興・発展なくしてまちづくりは成り立ちません。自然や歴史、文化などの地域資源を最大限に活かした「標津らしい強い産業づくり」にこれから取り組んでまいります。

また、人口対策の重点事業をひとつくりにした「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」事業は、平成26年度の実践以降、人口減少の流れに歯止めがかかるなど、着実に効果が出ております。標津町で暮らす、働く方々が笑顔で明るく過ごしていくためにも、人や仕事に対する包括的な取り組みを展開していく必要がありますことから、これまでのパッケージ事業の成果を最大限に活用し、今後ともまちの未来を創る重要事業として、子育てや教育、産業支援など、一つひとつの政策に丁寧に取り組んでまいります。

三．めざすまち

私は、このたびの選挙の公約で、重点施策として取り組む4つの政策（やくそく）を掲げました。これに基づき今後4年間の取り組みを推進して参ります。

① 力強い産業づくり

（基幹産業・経済・観光）

② 町民が安心して暮らせるまちづくり

（医療・福祉・防災・教育）

③ 町民の皆様と手を携えたまちづくり

（協働・住民参画）

④ 行政を推進する組織と職員力の強化

（働き方改革・組織活性化）

四．具体的な政策

(1) 力強い産業づくり

《農業》

近年における本町の酪農

業は、農家戸数が減少傾向にあるものの、戸当たりの経営規模の拡大により生乳生産量、生産額ともに堅調に推移しております。

しかし、農家を取り巻く経営環境は依然として厳しく、現在、すでに発効している国際貿易協定、新型コロナウイルス感染症拡大による需要の減少、さらに、生産資材、輸入家畜飼料の価格の高止まりなどが、投資意欲の後退や農業経営の継続断念など、悪影響を与えていることを大変憂慮しております。



これら諸課題を踏まえた中、令和4年度から5力年計画となる「第4期農業振興計画」を町が、「第8次農協経営計画」を農協が連携・策定している最中であります。今年度、現時点での農業の諸課題を拾い出し、今後の方向性を示し足腰の強い持続可能な酪農業の振興発展に努めてまいります。

また、地震等の災害により上水道施設が破損し断水等を引き起こすと、農業生産に著しい被害が発生するばかりではなく復旧に相当な時間・労力を費やしますことから、各地域に設置されている防火水槽等を有効に利用するなど、災害発生時の断水対策を図り被害の最小限化に努めてまいりますほか、営農用水インフラの強靱化を図るため、現在検討調査中の国営かんがい排水事業により取り組みを実施するため、鉦路開発建設部と協議を重ねてまいります。

【主な施策】

- ① 新しい農業経営者づくり
事業の推進による担い手の確保
- ② 農業担い手サポート推進
事業による新規就農者に対する支援
- ③ TMRセンター整備、複
数戸法人設立の支援
- ④ 酪農ヘルパー事業の推進
- ⑤ 公共牧場草地更新への支援
- ⑥ 各種事業を活用した計画的な草地更新・草地整備の推進
- ⑦ 家畜糞尿活用施設整備
資金への利子補給事業
- ⑧ 家畜疾病予防対策、健康な乳牛づくりへの支援
- ⑨ 営農用水インフラの強化

《林業・野生動物対策》

公益的で多面的な機能をもつ森林は、本町の面積の約7割を占めており、水源の涵養や水産資源の増進など、住民生活や生産活動に欠くことのできない重要な役割を担っております。

このことから、森林を次世代へと確実に授与していくため、各種補助事業を活用した町有林の計画的な整備を推進するとともに、町単独事業により、私有林の安定かつ継続的な整備を行い、長期的視点に立った多様な森林づくりに努めるほか、新たな林業資源の調査研究に取り組んでまいります。

また、近年、野生動物による農林水産業への被害が増加していることから、関係団体と連携した有害鳥獣の適正な管理に努め、ハンターの確保・育成を引き続き推進するとともに、本町をフィールドとする研究・研修の受け入れと活動の支援を継続してまいります。

【主な施策】

- ① 町有林整備の推進や私有林整備の促進
- ② 和紙の原料となるノリウツギの栽培研究
- ③ 野生動物の適正管理の実施

- ④ 官学連携による野生動物の調査・研究
- ⑤ ハンター育成事業の推進

《水産業》

本町の基幹産業である秋サケ漁は、平成20年以降急激な不漁が続いており、ついに昨年は1,400トンを割り込みました。これは、最も漁獲量が多かった平成15年の実に約7%という水準であります。

漁業や水産加工業、関連企業など、町の経済に大きな影響力を持つ秋サケ資源の回復が最重要課題でありまして、十分な数の親魚確保と環境変化に負けない健康で元気な稚魚づくりが資源回復の1丁目1番地でありますことから、管内他市町とも連携を図りながら、さけ・ます増殖事業へできる限りの支援を実施してまいります。

また、「水産資源があつてこそその漁業と水産加工

業」との思いから、前浜の既存水産資源を守りながら、新しい水産資源の可能性について調査・検討を進めてまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響や近年続く魚食率の低下といった、消費事情の変化への対応が大きな課題となっておりますことから、魚食普及などの基礎的分野にも取り組みながら、競争に負けないための「高付加価値のものづくり」への強化や維持に必要な施設・設備の充実に努めてまいります。



同時に、水産資源の高付加価値化や販売促進支援、6次産業化などの取り組みに対して、若手漁業者への支援を含め、今後も積極的に支援してまいります。

また、農協、漁協、町で構成する「産業環境に関する3者会議」による河川の環境保全活動のほか、標津川の水深確保や海獣による漁業被害に対する支援、ロシアトロール船による水産資源の乱獲防止等の要望活動に、引き続き取り組んでまいります。

本町水産業を取り巻く状況は、極めて厳しいものでありますが、一つ一つの課題に真摯に向き合い、状況の変化に応じた施策を実行することで「力強い水産業」を目指してまいります。

【主な施策】

- ① 秋サケ及びホタテ漁業の生産基盤整備への支援
- ② 標津川の水深確保・サケ不漁要因調査の実施要望

- ③サケ自然産卵推進及び沿岸餌料環境調査事業支援
- ④産業環境に関する3者会議の取組み推進
- ⑤ホタテ資源の安定確保・ナマコ種苗放流試験調査事業への支援
- ⑥漁港等生産活動施設整備の支援
- ⑦漁業者の経営安定に向けた資金利子補給事業の実施
- ⑧水産物の高付加価値化と標準ブランド確立の取組み
- ⑨地場資源・加工品の販売推進の強化
- ⑩新水産資源調査・検討事業の実施

《商工業・起業・雇用》

消費購買力の流出や後継者問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により売り上げの減少が続くなど、町内商工業を取り巻く環境は大変厳しい状況下にあります。なんとしても事業所を守り、そして雇用を守っていかねばなりません。

現下の状況を克服し、「新たな日常」へ対応していくため、商工会など関係組織と連携し、経済対策や商店街の活性化といった支援策について、スピード感をもって実施してまいります。

また、このコロナ禍において、一層厳しい状況にある中小企業者の経営を安定化するため、必要とする融資制度を商工会、金融機関などと連携して事業継続を支援していくほか、国・道が推進する起業支援施策の活用やハローワークなど関係機関との連携強化により、後継者対策や雇用維持活動の支援に努めてまいります。

【主な施策】

- ①「標準町中小企業等振興会議」を活用した振興施策検討
- ②標準町中小企業融資制度（マル標資金）利活用促進
- ③起業等の支援の拡充継続

- ④移動販売車の機能的・多目的活用
- ⑤地元産業の就労機会づくり

《観光》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、国内外の移動は大幅に制限され、町内の観光客や宿泊客が大幅に減少するなど、観光業は大きな打撃を受けております。しかしながら、本町の持つ豊かな自然や歴史・文化など、多彩な魅力が失われたわけではありません。事態の収束を見据えたアフターコロナに対応し、落ち込んだ町内経済はもとより、観光業の回復に努めてまいります。

本町の観光資源や地域資源を「稼げる観光」としていくために、観光協会をはじめとする観光関係団体が統合され、先般「南知床標準町観光協会」が設立されました。

今後、観光地域づくりの

機能を強化することで、日本遺産「鮭の聖地」のストーリーを最大限活用し、これまでの観光資源のさらなる磨き上げを図り、飲食・宿泊・体験と観光施設を組み合わせた新たな観光スタイルを構築し、点から面による周遊・滞在交流型の広域観光を推進してまいります。



また、アフターコロナに対応する観光の形が求められている中で、自然との共生や環境負荷に配慮した受け入れ体制を確立し、次世代につないでいくためにも、歴史文化資源等を活用した更なる付加価値化を図

り、地域資源と人々の暮らしを守りながら活かす「サスティナブル・ツーリズム（持続可能な観光）」を推進し、実践してまいります。

【主な施策】

- ①関係団体との連携による体験観光を核とした取り組みの推進
- ②ホームページやSNS等情報発信ツールを活用した戦略的な情報発信
- ③標準サーモンパークの1層の魅力化
- ④新たな地域資源の発掘・活用による多様な観光への取り組みと支援
- ⑤観光地域づくりの取組み（DMO設立に向けた取組みなど）
- ⑥日本遺産「鮭の聖地」を活用した広域観光の推進

《建設・公共投資》

私たちの生活や産業を支える基盤の構成、すなわちインフラの整備は地域になくてはならないものであり、これらのインフラをさ

らに強く・便利に、そして皆が等しく使えるように発展させていくことが町民の暮らしに安全をもたらし、そして経済の成長をもたらし、すものである。

町民の快適な暮らしを支え、地域の経済活動を活発にする役割を果たすインフラも今や整備の時代から維持管理の時代へ移行行く中、近年全国各地で発生している自然災害の猛威を目の当たりにしたとき、人命の尊さ・地域の安全、そして住民の財産をいかにして守っていくのか、それらが何より重要な課題であると捉えるとともに、厳しい財政状況下においても費用対効果分析に基づき有効性・効果性を検証し、優先順位を十分検討した上で計画的かつ安定的な公共事業を確保し、いつまでも快適で住みよいまちの整備に取り組んでまいります。

【主な施策】

- ① 計画的な公共事業の執行並びに国や道による当該地域における事業量の確保
- ② 災害発生時の避難経路や防雪対策などを踏まえた「安全・安心な町道網」の構築
- ③ 住生活を支える道路・橋梁の老朽劣化対策に係る整備と維持
- ④ 大型農作業機械の安全走行と危険回避に対応した道路の改修
- ⑤ 新築・中古住宅取得、住宅リフォーム支援
- ⑥ 公営住宅の計画修繕
- ⑦ 計画に基づく水道・下水道施設の改築更新と耐震化の実施
- ⑧ 生活排水処理基本計画に基づく浄化槽事業の推進

② 町民が安心して

暮らせるまちづくり

《子宝・子育て支援》

行政運営の基本となる「人口」の減少に歯止めを

かける対策として、特に重要と考えているのがこの「子宝・子育て支援」の政策であり、その効果をより高めるためには、「出会い」「結婚」「出産」「子育て」「教育」といった一連のライフサイクルを総合的に支援していく必要があります。



政策パッケージに掲げた「子宝・子育ての支援」では、これまで出産祝い金の給付や医療費の無料化をはじめ、妊産婦への支援として、緊急出産時の救急体制

や荒天時の情報提供体制の整備、健診、出産に係る交通費などの助成を行う「あんしん出産支援事業」などの事業を継続するほか、幼保連携型認定こども園の適正な運営と保護者への支援など、厚みのある子育て支援策を引き続き実施してまいります。

【主な施策】

- ① 出会い活動の応援強化
- ② あんしん出産の支援
- ③ 出産祝い金の給付
- ④ 認定こども園（0～2歳児）の負担軽減と認定こども園（3歳児以上）の完全無料化
- ⑤ 子ども医療費助成による経済的支援
- ⑥ 子育て世代包括支援センターの設置
- ⑦ 予防接種事業等に係る保護者負担の軽減

《高齢者・障がい者支援》

高齢化が進み、福祉サービスに対するニーズが多様

化する中、誰もが住み慣れた標津町でいつまでも安心していきいきと暮らせるよう、町と社会福祉協議会、町内会、民生児童委員をはじめとする幅広いメンバーにより、第2期「標津町地域福祉計画」を本年3月に策定し、計画の実践にあたっているところであります。

町民の皆さまの健やかな暮らしを守るため、本計画に基づき高齢者福祉施策の充実を図るとともに、「あんしんサポートセンター」など、地域での支え合いの取り組みを引き続き支援してまいりますほか、核家族化や高齢化率の上昇に伴い、高齢者の日常生活における移動手段、足の確保が課題となっており、また、自・自助・互助・共助・公助の精神のもと、住民、団体、行政等の連携による地域福祉ネットワークの推進に取り組み、高齢者が気軽に利用できる地域交通システムを構築してまいります。

また、障がいのある方の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための意願の障がい者グループホーム（共同生活援助施設）が本年4月に開設いたしました。経済的負担の軽減を図るため家賃などの一部を助成してまいりますほか、地域生活支援拠点の場を根室管内1市4町の広域連携で「根室圏域障がい者総合相談支援センター」に委託し、障がい者へのさまざまな支援を切れ目なく提供できるよう、専門性の高い相談支援「コーディネーター」による緊急時の受け入れや居宅支援などを継続してまいります。

【主な施策】

①「地域福祉計画」実践による福祉課題の解決と福祉サービスを提供する体制づくり・「地域福祉ネットワーク」の構築

- ② あんしんサポートセンターによる地域での支え合いの推進
- ③ 高齢者福祉施設利用者の負担軽減
- ④ 障がい者グループホーム家賃等助成事業
- ⑤ 介護予防事業（いきいき百歳体操）の推進
- ⑥ 介護従事者確保・定着のための研修受講費の助成
- ⑦ 高齢者世帯等を対象とした除雪支援の充実
- ⑧ 在宅介護への支援充実
- ⑨ 認知症対策の推進
- ⑩ NPO法人キラリ工房の経営安定に向けた支援
- ⑪ 高齢者が気軽に利用できる地域交通システムの構築

《医療・保健》

標津病院は、久留米大学医学部の手厚いご配慮によって、内科学講座および外科学講座の教育関連診療科の認定をいただき、安定した医療体制を堅持することができております。このご配慮に深く感謝申し上げます。

ますとともに、今後も信頼ある安定した医療体制のもと、夜間診療や訪問診療、訪問看護、医療機器の計画的整備を引き続き行うことにより、町民の生命と健康を守ってまいります。

不健康な生活習慣の蓄積から潜在的な生活習慣病の予備軍となり、さらには発症・重症化へと段階的に進行する生活習慣病に対して、妊婦・乳幼児から成人に至るライフステージに応じた予防対策が重要となっております。今後とも医療機関、教育機関などの関係者と連携した予防活動に取り組む、健康づくりを推進してまいります。

また、新型コロナウイルススワクチン接種を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルスへの感染に対する町民の皆さまの不安を取り除くため、感染症が疑われる症状がない方を対象に、抗原検査を受けられる体制を早急に整備してまいります。

ります。



【主な施策】

- ① 標津病院の医療体制の堅持
- ② 医療技術者等の養成と人材確保、定着のための「修学資金制度及び医療技術職員等確保対策制度」の活用周知
- ③ 小中学生の生活習慣病予防健診及び保健指導の推進
- ④ 若者健診・保健指導の推進
- ⑤ 特定健診の受診勧奨、保健指導の充実

- ⑥ 歯周病検診の助成（継続）
※対象は30歳、40歳、50歳、60歳、70歳
- ⑦ 健康ポイント事業の実施による町民の健康増進
- ⑧ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の無料化
- ⑨ 医療機関や教育機関と連携した予防活動等の実践、ライフスタイル、個別性を重視した保健指導の実施
- ⑩ 保健・医療に関する啓発・相談窓口機能の強化
- ⑪ 新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

《教育》

子どもたちの健やかな成長や、町民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組むことができる環境づくりが重要であります。

未来を担う子どもたちが新しい時代を生き抜き、持

続可能な地域の創り手とされるような必要な資質・能力を養うため、連続した学びを意識した「園小中一貫教育」を、標津高校を含め系統的な取り組みとして推進してまいります。

学校教育においては、IGAスクール構想によって、1人1台端末を活用しながらICT教育を充実させ、子どもたちの情報活用能力の向上、プログラミング教育への対応に努め、災害や感染症の発生による学校の臨時休業時などでも、ICTを活用することで児童、生徒の学びを保障できるよう努めてまいります。

老朽化が進む教育関連施設については、集約化や複合化、用途変更や廃止など施設の特性に応じた再編保全を行い、財政負担の平準化およびライフサイクルコストの縮減を図り、耐震性、劣化状況から優先度の高い図書館、総合体育館から具体的な検討を始めてま

います。



また、世界に誇れる標津遺跡群の価値、歴史的魅力を発信するとともに、重要な課題である標津高等学校の存続対策は、少子化の進行により近隣のみならず、今後一層の生徒数の減少が見込まれ、地元からの進学率向上が喫緊の課題であることから、中学生にとって魅力的な学校（選ばれる学校）となるよう支援してまいります。

【主な施策】

- ① 園小中高と連携した活動
- ② ICT教育環境の充実とサポート支援
- ③ 小、中学生の学習教材費、各種検定料の助成による就学支援
- ④ 教育施設整備計画による安全安心な教育環境整備
- ⑤ しべつ未来塾の継続開設によるリーダーの育成
- ⑥ 標津高等学校の新たな魅力づくりへの支援の検討

《移住定住》

快適で住みよいまちを目指す中で、人が永く住むため、または移り住みたいと思うまちであるため、住宅の整備と確保は重要かつ必須の事業ポイントであります。

低所得者や住宅困窮者を入居対象としている公営住宅に対して、近年の住宅ニーズは子育て世代や若年層などが入居可能な賃貸住宅、いわゆる「賃貸用戸建

て公共住宅」の建設が求められる時代となつてまいりました。

小規模自治体において、住宅事情は人口減少に歯止めをかける大変重要な課題でありますことから、従来からの移住・定住を促す事業はもちろん、費用をけずかつ必要時は即応可能な、地元建設業者の協力と意向を踏まえた新たな発想の住宅対策「賃貸用戸建て公共住宅」の建設に目を向けて事業（制度制定）に着手してまいります。

【主な施策】

- ① 新たな町有宅地の分譲の検討
- ② 「空き家バンク」、「空地バンク」の取り組みの推進
- ③ 「戸建て住宅建取得助成」及び「住宅リフォーム助成」の継続による移住定住の推進
- ④ 需要ニーズに合った住宅整備への取組み

《防災減災・防犯・交通安全》

町民の皆さまの命を守る、暮らしを守る、これが私の最も重要な責務であります。

近年、全国で頻発する過去に経験したことがない豪雨による河川の氾濫や、千島海溝で発生の高確率が高まっている巨大地震や津波への構えなど、ハザードマップによりその危険性を伝え、気象状況に応じて適時情報を発信するほか、避難が必要と判断される場合には躊躇なく避難指示を発令してまいります。

また、大規模台風や突発的なゲリラ豪雨に襲われた際に、氾濫などが心配される河川を計画的かつ優先的に調査し、対策を検討していくことが付近住民の安全を守るうえでも大変重要なことでありますことから、平成30年度に調査した崎無異川に続き、次の調査対象として薫別川について河川の現況流下能力を検証し、

被害規模やその原因を推定するとともに、必要となる対策工法に基づいた有効手法の確立を図ってまいります。



このほか、災害に対する知識を子どもの頃から身につけ、どこに居ても自らの命を守る行動が取れるよう、防災教育を積極的に進めるなど、地域が安全で安心して暮らせるよう、防犯や交通安全の啓発に努めてまいります。

【主な施策】

- ① 地域防災計画に基づく防災・減災対策の推進
- ② 防災教育や防災訓練等による防災・減災啓発の実践
- ③ 標津川洪水ハザードマップWeb版による情報提供
- ④ 標津川洪水タイムライン作成
- ⑤ 高齢者の交通事故防止対策としての運転免許の自主返納に対する施策の実施
- ⑥ 町管理河川の現況把握と防災への取組み
- ⑦ 災害などの非常時や断水時に備えた給水備蓄品の計画的な整備
- ⑧ 被災時の仮設住宅確保

《一箇所の水源に頼らない 新たな水源の調査と確保》

いつまでも快適で住みよいまちで必要不可欠なものと言えば標津のおいしい「水」であります。蛇口一つひねるだけでおいしい水がいつでも得られる標津町の水道ですが、大規模災害発生時や予測不能な非常

事態においても迅速かつ安全・安心な水道水の継続した安定供給を果たす使命を担う水道事業として、水道施設の脆弱性とその対策を慎重に検証する必要があります。

そのためにも、不測の大規模災害発生時に備え、浄水施設や基幹管路の危険性と被災時の対応について実践を想定した検証と訓練に努め、被災した際の断水などに備え平時から対処方法をシミュレーションし、事業の継続を図ってまいります。

そして、おいしい水の源（みなもと）、標津町の『水瓶』ともいふべき水道水源（ウラップ水源）を永年にわたり守り続けることにも、いかなる新たな水源の調査も視野に入れた幅広で持続可能な水道事業に取り組んでまいります。

《環境》

標津川をはじめとする町内の各河川は、本町の豊かな自然環境を育むものであり、私たちの生活や基幹産業の母体を成す重要な資源となることから、農協、漁協、町が連携した「産業環境に関する3者会議」が主体となつて行っている、川や海の環境保全のための植樹活動や流域のゴミ拾いなどの活動に加え、水質調査の継続実施による監視を行ってまいります。

環境問題は、地球規模における世界共通の重要な課題です。中でも地球温暖化の問題は、後世に今ある資源や環境を受け継ぐ私たちの重要な責務となることから、国が推進する国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、温室効果ガスの排出抑制やゴミの減量化、リサイクルを推進するほか、環境美化意識を醸成し、きれいな町づくりを進めてまいります。

ます。

【主な施策】

- ① 産業環境に関する3者会議の取組み推進（再掲）
- ② 近隣自治体と連携した河川環境保全の推進
- ③ 町内各河川の水質検査の継続実施
- ④ 公共施設や事務事業における温室効果ガスの排出抑制

《再生可能エネルギー》

再生可能エネルギーに関しましては、脱炭素化に向け積極的な導入が進んでおりますが、当町におきましては、武佐岳地域において有望な地熱資源の存在が確認されており、現在、国の機関などが開発に向け、基礎調査を実施しているところであります。

地熱発電については、二酸化炭素をほとんど排出しないクリーンなエネルギー源として、開発を推進する国の方針はもちろんのこと、町としても地域

振興、産業の創出、人口減少対策、安定電源の確保など、まちづくり全般にわた

り大きな期待がかかっています。また、まちづくり全般にわたる早期実現に向けて調査に対する支援や町民への啓発などに係る取り組みを続けてまいります。また、平野部における地熱利用の可能性についても積極的に情報を収集し、地熱の有効利用について検討を進めてまいります。

【主な施策】

- ①再生可能エネルギーの導入促進に向けた取り組みの継続
- ②再生可能エネルギーを活用した新たな産業の創出

《北方領土返還運動》

日本国民の悲願である北方領土返還は、隣接する本町にとりまして重要な問題であります。領土返還を巡る認識でいまだに日露両国の隔たりは大きく、これ

からも解決に向けた長い道のりに挑んでいかなければなりません。

現在進められております共同経済活動や北方墓参の改善などにつきましては、国や道、関係団体等との意見・情報交換を密接に行い、本町、そして隣接地域にとつて有効なものとなるよう働きかけてまいります。

北方領土から引き揚げた元島民の多くが他界されているという現実の中、一日も早い解決に向け、関係団体と連携した返還要求運動を展開してまいります。

【主な施策】

- ①国や関係団体と連携した北方領土返還啓発活動の実施
- ②北方領土講座の開催
- ③北方四島との共同経済活動等の推進

(3)町民の皆様と手を

携えたまちづくり
行政を推進する組織
と職員力の強化

《町民の皆様と手を携えたまちづくり》

町民の皆様とともに「協働」のまちづくりを進めるためには、町政の情報を町民の皆さまにわかりやすく知ってもらつとともに、町民の皆さまからの声を反映する仕組みが必要となります。

今後におきましても、毎月1回「広報しべつ」を発行するほか、ホームページでの情報提供などで町民の皆さまと情報の共有を図りながら、あらゆる手法を用いて各世代の声をまちづくりに反映できるよう広報・広聴活動を推進してまいります。

【主な施策】

- ①毎月1回の「広報しべつ」発行継続

②防災行政無線定時放送内容のTwitterによる情報提供継続

③町公式ホームページの公開継続

④地域の声を聞く「標津町新ふるさとづくり協働推進職員（地域担当参事）配置の継続

⑤女性の声を聞く「街中モニター」の継続

⑥各世代の声を聞く主要公共施設への「ご意見箱」の設置

⑦町長が直接見る「町長へのメール」新設

⑧町長が直接出向いて行政への意見を聞く「ご意見も懇談会」の実施

も懇談会」の実施

《財政運営》

本町の財政運営に関しましては、これまでの行財政改革の取り組みにより一定の健全性を保っておりますが、今後、公共施設やインフラ設備の老朽化に伴う大型の公共工事なども控えており、非常に厳しい状況に

あると認識しております。政策の集中と選択により限られた財源を効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しながら次世代に過大な負担を残さぬよう、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

また、主体的なまちづくりを進めるためには、町税の適正な課税と収納率の向上による安定した自主財源を確保する必要があります。近年は一定の収納率を確保しているところでありますが、公平負担の大原則に立つて、関係部署や滞納整理機構との連携を図ることにより、さらなる収納率の向上と滞納額の縮減を図ってまいります。

ふるさと納税については、返礼品を通じて寄附者にまちの魅力を伝え、リピーターの増加につなげるなど自主財源の確保に努めるほか、企業版ふるさと納税の活用についても取り組みを進めてまいります。

《行政を推進する組織と職員力の強化》

少子高齢化や情報通信技術の進展など、社会の急激な変化により行政需要が多様化・複雑化する中、行政はさまざまな課題に取り組み必要がありますが、行政運営は、基本となる健全な財政が確保されることによって、町民の皆さまの期待に応える行政を実現することが可能になるものと考えております。

これまでの行財政改革により健全な財政運営が行われておりますが、一方で、多様化する行政需要により業務量は増大しておりますことから、今後もスリムな組織・職員体制のもとで明るく開かれた職場づくりを行うためには、働き方改革に資する効率的な行政運営を行うっていく必要があります。

もとより、行政運営は職員の能力に大きく左右されますことから、職員として

の自覚を促し、引き続き職員個々の能力開発により公務効率の向上を図るとともに、行政が停滞することのないよう逸材の発掘と適正配置に努め、組織の体制に万全を期さなければなりません。



行政を推進する組織と職員力を強化していくためには、行政を動かす職員が力を発揮できる仕組みと環境づくりをしていくことが重要となります。これまで試行してきた人事評価制度をさらに有効的に機能させる

ことにより、職員が笑顔で生き生きと働ける職場づくりと、町民に寄り添い、町民の皆さまとともに町の将来を考えていく組織づくりを進めてまいります。

加えて、職員が効率的に業務を遂行できるように、また、多様化する行政需要に限られた職員で最大の効果が発揮できるように、デジタル技術を用いて組織を変化させ、業務の改善を図るデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みを進め、町民の皆さまの期待に応える行政を実現するための組織の構築に努めてまいります。

【主な施策】

- ①職員スキルアップ事業継続
- ②人事評価システムの導入と積極的活用
- ③文書管理・電子決裁システムの導入
- ④コミュニケーションツールの積極的活用

五.むすびに

以上、今後4年間の町政に臨む私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

世情の変化は、令和の時代に入り、昭和、平成の時代とは比肩できないほどのスピードで矢継ぎ早に進んでおり、今後ますます加速していくと思います。が、直面する困難な課題に立ち向かい、海・山・川・大平原に囲まれた美しい標津町をさらに発展させ、次世代を担う子供たちの未来のために、しっかりと引き継いでいかなければならないと決意を新たにしたいと考えています。

「意志あるところに道は開ける」。アメリカ合衆国16代大統領リンカーンの言葉です。困難な道でも、やり遂げる意思があれば必ず道は開けるという意味ですが、数々の失敗にもめげずに努力を続け、弁護士、下

院議員、大統領となったりリンカーンその人がそうであつたように、道を開くためにはゆるぎない信念と、不断の努力が必要であります。

私は、「協働（町民参加）」「協心（心の寄り添い）」「協和（働く力の結束）」という町民と行政の協力こそが、現在の難局を乗り越え、未来の標津町を築いていく原動力であると考えておりますが、まちの未来を切り開き、「町民一人一人の笑顔が輝くまちづくり」を実現するため、この3つの「協」を柱として、町民の皆さまや職員と一丸となり、課題解決に弛まぬ努力を続けていく決意であります。

町民の皆さま、そして町議会議員の皆さまに、今後の町政運営へのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。町政執行方針とさせていただきます。



災害時における
応急仮設住宅の建設

協定書を手にする町長(右)と佐々木理事長

7月21日、本町と日本ムービングハウス協会(佐々木信博理事長)が「災害時における応急仮設住宅(移動式木族住宅)の建設に関する協定」を締結しました。

応急仮設住宅は幅2・4メートル長さ12メートルで3人程度が居住でき、有事の際は、迅速に輸送と設置ができることが特徴で、災害時には1カ月以内に最大で500棟建設が可能となります。

佐々木理事長は「災害時の相互支援はもとより、町と協会、協会員との絆がより強固なものとなり、さまざまな形で標津町との輪が広がることを期待したい」と話していました。



南知床標津町観光協会
設立総会

あいさつをする井南会長

7月21日、町内観光推進団体(観光協会、エコ・ツーリズム交流推進協議会、地域協議会)が統合され、新たに「南知床標津町観光協会」が設立されました。

総会では、昨年認定された日本遺産「鮭の聖地の物語」根室海峡一万年の道程をを活用した地域ブランドディングと、アフターコロナに対応するため「持続可能な観光」を目指した観光地域づくりについて協議されました。

井南会長は「時代が変化するなか、観光を取り巻く情勢も変化し、新型コロナウイルスによる影響も多大だからこそ、各団体が一つになり、地域一体となつて対応していきたい」と述べていました。



防災講座

標津は地震が多いのか

地面の揺れる現象「地震」は10段階の震度という単位で揺れの大きさを表すことは広報4月号で説明しました。このうち、体を感じる揺れは震度1以上の揺れとされています。

過去10年間、標津町内3カ所の震度計いずれかで震度1以上を計測した地震の回数を右図に示します。2011年は東北地方太平洋沖地震の余震で特に多かったのですが、それ以外の年もおおむね30~40回、約10日に一度の頻度で有感地震が発生していることがわかります。この数字は札幌の4倍以上、旭川の約20倍、地震の多いイメージのある釧路よりも多い数字となっています。

特に標津市街は地盤の影響で揺れやすいので、家具の固定などの対策をしっかりと行った上で生活を送るようにしましょう。

- まとめ** 標津町での地震→
- ・約10日に一度の頻度で発生
 - ・全道的にもかなり多い地域といえる
 - ・家の中の地震対策が重要

期間	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
2011年	64	19	6	0	0	0	0	0	0	89
2012年	26	13	4	0	0	0	0	0	0	43
2013年	29	9	5	2	0	0	0	0	0	45
2014年	21	6	3	0	0	0	0	0	0	30
2015年	29	10	4	0	0	0	0	0	0	43
2016年	21	8	4	0	0	0	0	0	0	33
2017年	20	7	2	0	0	0	0	0	0	29
2018年	27	7	4	2	0	0	0	0	0	40
2019年	15	10	0	1	0	0	0	0	0	26
2020年	22	5	2	2	0	0	0	0	0	31
合計	274	94	34	7	0	0	0	0	0	409

標津町内いずれかで有感地震を観測した回数(気象庁による)

令和4年度 標津町医療技術職員等養成修学資金貸付制度 新規募集案内について

町では、将来、看護師や薬剤師、診療放射線技師、その他の医療技術者（国家資格保有者）となって町職員として勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金の貸し付けを行い、医療技術職員の充足を図ることを目的に、次のとおり令和4年度分の新規貸付者を募集します。

貸付対象者	看護師または薬剤師、診療放射線技師など国家試験受験資格の得られる学校などから入学許可を得た方で、5年以上町職員として勤務することを誓約した方
貸付限度額	月額12万円以内
利子	無利子
貸付枠	<u>2人</u> 【内訳】看護師2人 ※修学資金の貸し付け枠は、将来における医療技術職員などの補充度を勘案して毎年度設定。
貸付要件	高等学校第2年次および第3年次（1学期および2学期）の学業成績の評定平均値が3.5以上であること。ただし、看護師については看護学校を合格した時点で基準を満たすものとする。
保証人および連帯保証人	保証人：保護者など 連帯保証人：2人（前年所得金額がおおむね350万円以上の方）
貸付決定の取消	退学、辞退、就学困難、成績不良、貸し付け目的を達成する見込みがないと認められるとき
貸付決定の停止	休学したとき
返還債務免除	5年（貸付期間が5年を超える場合には貸付期間）以上町職員として勤務した場合に免除
貸付金の返還	次の場合は、事由発生の翌月末日までに貸付金を返還しなければなりません - 貸し付けの決定を取り消された場合 - 町に勤務しなかった場合 - 誓約期間前に退職した場合 - 貸し付け条件に違反した場合
現況報告	貸付決定者は、毎年3月末日までに学業成績表・健康診断書を提出
申込方法	申込書およびその他必要書類を提出
申込締切	令和4年2月28日(月)

Q 申し込めば必ず貸付金を利用できますか。

A いいえ。運営審議会の審査により貸し付け可否が決定されるため、必ず利用できるわけではありません。

Q 貸付金は何月から始まりますか？

A 第1回の修学資金貸し付け開始は5月になります。その後、7月・10月・1月にそれぞれ3カ月分をまとめて支給します。

申込・問合先 保健福祉センター管理・保健予防担当 ☎82-1515（内線514）



ヒグマに気を付けて!



山に秋の訪れが感じられるこれからの時期は、ヒグマが冬眠の季節を迎え体に脂肪を蓄えるために、行動が活発になる季節です。キノコ採りや魚釣りなどで山に入るときは、ほとんどの場所がヒグマの行動圏であることを忘れずに、下記のことを踏まえ、十分注意してください。

その1…山に入るときは、鈴やラジオなど、音の鳴るものを携帯して、ヒグマにあなたの存在を知らせ、偶発的な遭遇を回避するよう心掛けましょう。

その2…山に入るときは、単独行動を避けましょう！単独行動はヒグマとの遭遇以外でも、万が一にも事故に巻き込まれときに通報が遅れ大事に至る危険性があります。必ず2人以上での行動を心掛けましょう。

その3…ヒグマのフンや足跡、食跡などを見つけたときには、直ちにその場から引き返すよう心掛けましょう。

その4…ごみの不法投棄は、ヒグマを誘引する原因となるので、絶対やめましょう。



ヒグマのフン：コクワや山ブドウの実が入っていることがあります。

～ ヒグマを目撃したときは、農林課へご連絡ください ～

問合先 農林課林政・自然環境担当 ☎85-7244(内線214)

スポーツは心のビタミン



さあ、始めよう「貯筋運動」!

「貯筋」とは、運動を行うことによって筋肉を鍛え、貯金のように蓄えようという考え方で、持続していくことがとても重要です。現在、私たちの生活は、大変便利になりましたが、同時に体を使う機会が減り、貯筋不足の人が増加しています。



《老後に備えて、貯金と貯筋!》

老後に向けて、一生懸命仕事をして貯金しても、貯筋を怠ると後悔することになります。定年退職後「さあこれからの人生を楽しもう!」と思っても、貯筋不足で自由に動けなければ、貯金を使って旅行に行くこともできません。自立した生活を送ることができる「健康寿命」を延ばすためには、「貯筋」が必要です。

●お金は使えば減るが、筋肉は使えば貯まる●

《備えあれば憂いなし》

高齢者は加齢に伴う骨粗しょう症の進行と脚力低下により、転倒から骨折が起りやすく、特に足の付け根の骨折では、そのまま寝たきりにつながる可能性が高くなります。



突然のアクシデント（入院・骨折・風邪など）のためにも、日常生活に必要な筋力+αを備えておくことが重要です。

老化は避けることができない現象です。しかし、活動的な生活を送っていれば、さまざまな機能低下を遅らせることができます。

●お金は借りられても、筋肉は借りられない●

《筋欠（筋肉不足）に注意!》

大腿四頭筋（太もも前面の筋肉）の筋肉量は、加齢とともに1年で1%の割合で減少するといわれています。これは日常生活レベルの活動をしている場合であり、体を全く動かさない状況（寝たきり）に置かれると、筋肉量は1日で0.5%低下します。つまり、2日で1年分の筋肉量が減少するのです。

筋肉量の減少は高齢者だけの話ではなく、健康な若者でも運動不足の状態が続くと、使われ

ない筋肉は萎縮し、筋力が低下してしまいます。若いころから運動の習慣をつくり、継続していくことが、筋肉不足の防止になります。

《貯筋運動とは?》

貯筋運動とは、無理なく安全に、しかも特別な器具を用いずに、自分の体重を利用して簡単に実施できる筋力トレーニングであり、その実施効果は科学的に検証されています。

老化に伴う筋萎縮を来しやすい下肢を中心としたトレーニングと腹部のトレーニングがあり、それぞれの部位について、対象者の特性に応じて体位（座位・立位）や負荷の強さ（低強度・高強度）を変化させることができます。

また、この運動のために考えられた「貯筋のテーマ（線路は続くよどこまでも）」に合わせ実施することにより、リズムカルに決められた回数を行うことができ、飽きずにトレーニングすることができま

す。9月29日～12月22日までの毎週水曜日（祝日を除く）に貯筋運動教室を開催します。筋力トレーニングのほか、脳トレーニングをはじめとするレクリエーションを予定しています。

詳しくは月号の折込チラシ

「貯筋運動教室」をご確認ください

い。皆さまの参加をお待ちしています。





図書館からのお知らせ

標津町図書館 ☎82-2074

👍今月のこの1冊！

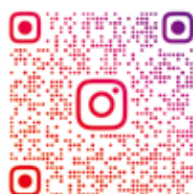
●小説『暮鐘』／今野敏 著

江東区有明で強盗事件が発生し、被害者は緊急搬送されたが病院で死亡が確認された。強行犯第一系の安積班が現場に向かい本格的な捜査が始まろうとしている矢先、犯人が自首してきたのだが…。『ランティエ』掲載を単行本化です。



SNSで情報発信をしています！

町教育委員会では、ホームページのほか、Facebook、Instagramによる情報発信を始めました。図書館ではイベント情報や新刊などの図書情報、図書館の有効活用法など、さまざまな情報を皆さまへお伝えしていく予定です。ぜひご活用ください。



SHIBETSU LIBRARY

今月のおすすめ新刊図書

●『白飯サラダ』

温玉とろろしらすサラダ、豚肉のしょうが焼きサラダ、サーモンの刺身サラダ…。一皿のなかに食べ応えのあるおかずと野菜が入った、ごはんがすすむサラダを紹介です。



●児童向け『山火事のサバイバル1』

ジオとケイはアメリカでノウ博士の末の妹、ドクターフォレストやSNSのスター、リッチ姉妹に出会う。山火事を心配するドクター・フォレストをよそにリッチ姉妹は爆竹や花火をしようと…。



●絵本『ちとつ』

目の前に畑が出てきたら、踏んづけてまっすぐ走る。森の中では、木にぶつかりながらもまっすぐ走る。イノシシの”猪突猛進”な毎日をユーモアあふれるテキストと大胆なイラストで描く物語です。



親子交流館からのお知らせ

標津町地域子育て支援センター 親子交流館「おひさま」
☎82-2717 FAX 82-3010

9月の遊びの広場利用場所について

親子交流館「おひさま」は、かわいい赤ちゃんや子どもたちがたくさん利用しています。

お母さんたちも楽しくおしゃべりをしたり子どもたちの成長を共有しながら、楽しい時間を過ごしています。

親子一緒にぜひお越しください。新しい出会いがたくさんありますよ！



	期日（月・水・金）	遊びの広場（9:30～11:30）	地域交流（12:30～15:30）
場 所	9 / 1～9 / 29 ～9 / 20の祝日は、 お休みです～	文化ホール ※ 9 / 15水のみ児童館	標津認定こども園

※新型コロナウイルス感染症予防のため、**マスクの着用や手指の消毒、検温**にご協力ください。

※水分補給ができるように水筒などを持参してください。

★9月中旬に『おひさまのおまつりごっこ』をします。お誘いあわせの上、お越しください。★

マイナンバーカード特設申請窓口開設します! 顔写真を無料で撮影します

町では特設コーナーを設け、マイナンバーカードの申請サポートを実施します。期間中に申請された方は、カードを窓口に取りに来ることなく自宅で受け取れます。**必要書類を持参の上、ぜひご利用ください。**

日時 9月14日(火) 9時～12時、13時～16時

場所 役場1階ロビー 特設コーナー

必要書類 ☐ **本人確認書類** (不足していた場合は、役場窓口での受け取りになります)

→運転免許証、パスポート、身体障害者手帳

上記のものがない場合、次のうち2点

→健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証、医療受給者証など

☐ **通知カード** (お持ちの方)

☐ **住民基本台帳カード** (お持ちの方)

問合せ先 住民生活課戸籍・国民年金担当 ☎85-7243 (内線129)

☆☆☆ 郷土(標津町)の活性化を 町民の力で ☆☆☆
まちが変わります。変えましょう!!

地元で買おう 地元を使おう
地元で食べよう
「地産地消」の心で!!

生き生き標高郷土の標・地域で育てる
標津高校
標高の存続は町民みんなの願い!!



【年金相談は完全予約制です!】

毎月、中標津町役場で開設される「年金出張相談所」を利用される方は、相談日の10日前までに予約が必要です。

予約申込先

釧路年金事務所

お客様相談室 ☎0154-61-6000

**10月の
年金出張
相談所
開設日**

日時: 5日(火) 13時～16時30分

6日(水) 9時～13時30分

場所: 中標津町役場

ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお出かけください。

★相談・お問い合わせはお気軽に住民生活課国民年金担当 (☎85-7243) へ



9月のごみ収集日

※10月初回の収集日も掲載しています。

一般廃棄物収集区域 (有料)	可燃ごみ	不燃ごみ 危険ごみ 粗大ごみ	資源ごみA 空缶・ペット・ トレイ・発泡・ 容器包装(プラ)・ びん・新聞・雑誌	資源ごみB 空缶・ペット・ トレイ・発泡・ 容器包装(プラ)・ 容器包装(紙)・ 紙/バック・段ボール
若草町・新川上町・川上町・栄町 緑町・曙町・弥栄町・伊茶仁	月・木	2日(木) 16日(木) 30日(木)	6日(月) 24日(金) 10月4日(月)	13日(月) 27日(月) 10月11日(月)
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	3日(金) 17日(金) 10月1日(金)	7日(火) 21日(火) 10月5日(火)	14日(火) 28日(火) 10月12日(火)
忠類・浜古多糠・古多糠全域 薫別・崎無異・北標津・西北標津	月・木	2日(木) 16日(木) 30日(木)	8日(水) 22日(水) 10月6日(水)	1日(水) 15日(水) 29日(水)
川北全域	火・金	3日(金) 17日(金) 10月1日(金)	8日(水) 22日(水) 10月6日(水)	1日(水) 15日(水) 29日(水)

※粗大ごみの収集は収集の前日までに事前の申し込みが必要です。

※粗大ごみの申込先は、渡邊清掃㈱ ☎0120-79-3106へ。

10月の汲み取り実施地域

汲取月は各地区3カ月ごとに年4回設定しています。

便槽が満杯にならなくても汲取月には必ず汲み取っておくなど、余裕を持ってお申し込みください。

実施地域 川北全域、北標津、西北標津

申込期限 9月25日(土)

申込先 渡邊清掃㈱ ☎0120-79-3106 ☎0153-82-2220

受付時間 8時30分～17時15分 (日曜・祝日を除く)

町長の動静

(7月21日～8月20日)

【7月21日】

南知床標津町観光協会設立総会

【7月27日】

根室北部衛生組合議会臨時総会

【7月29日】

第5回標津町議会臨時会

【8月2日】

令和3年度第2回根室地域
づくり連携会議

【8月3～5日】 徳島県

岸化学グループ表敬訪問

【8月6日】

標津町殉公者追悼式ほか

【8月7日】

川北無縁碑法要

【8月13日】

標津霊園無縁仏供養祭ほか
<以上、主なもの>

twitter

で情報発信中!

町では、ツイッターを通じて情報の発信を行っており、イベント情報など、随時更新しています。

URL https://twitter.com/shibetsu_town

町税などの休日納税相談窓口の開設

仕事などの都合で、平日に役場や指定金融機関で町税などの納税や納税相談ができない方のために、下記のとおり「休日納税相談窓口」を開設します。

町道民税や固定資産税、国民健康保険税、公営住宅使用料、上下水道料などを納めることができますので、ご利用の際は納付書を持参の上、コロナ対策に留意しお越しくください。

月 日	会 場	時 間
9月25日(土)	役場 1 階窓口	8時30分～
9月26日(日)	川北生涯学習センター	17時15分

【今月の納期一覧】

● 9月30日(休)

第2期固定資産税、第3期後期高齢者医療保険料

第4期国民健康保険税

問合せ先 税務課収入担当 ☎85-7242 (内線108)

火災報知器の適切な維持管理について

住宅用火災警報器は設置が義務化されてから10年以上が経過しました。住宅用火災警報器は10年で交換が推奨されています。電池切れまたは故障が原因で、警報音が鳴らないことがないように定期的に作動確認し、作動不良の場合は電池交換または警報器本体を交換しましょう。詳しくは、警報器を購入した販売店などにお問い合わせください。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。



問合せ先 標津消防署予防係 ☎82-2319

標津サーモン科学館 魚道水槽「サケたちの遡上展示」スタート

9～10月の2カ月間、館内「魚道水槽」は標津川とつながり、サケたちの遡上の様子を展示します。流れの中を力強く泳ぐカラフトマスやシロザケの姿をガラス越しに間近で観察できます。

また、標津川「観覧橋」もご利用いただけます（夜間閉鎖）。日々の遡上状況は、Facebook・Twitter・ブログでお知らせしていきます。

※サケの数は日によって増減があります。
※大雨などで水が濁り、見にくくなることもあります。



問合せ先 標津サーモン科学館 ☎82-1141

戸籍の窓口から

(7月11日～8月10日届け出分)

お誕生おめでとう！

畑 琳ちゃん(望ヶ丘町) 英 孝・香 織
佐々木 礼ちゃん(鳩ヶ丘町) 雅 典・美 沙
南 陽太くん(弥 栄 町) 憲一郎・絵理子

おくやみ申し上げます

西山 良一さん(新川上町) 69歳
小田原鐵雄さん(共栄旭町) 77歳
権随 洋夫さん(共栄旭町) 71歳
佐藤美紗子さん(弥 栄 町) 77歳
三浦やエ子さん(桜 木 町) 84歳
松本リエ子さん(望ヶ丘町) 85歳
上田 正男さん(寿 町) 82歳

※ご家族の了承を得て掲載しています。

寄付・寄贈ありがとうございました

(7月11日～8月10日受納分)

●社会福祉協議会に――

○神内 朝子さん ○河島 修一さん
○西山 和子さん ○佐藤 孝一さん
○小田原富枝さん

●はまなす苑に――

○河島 修一さん ○斉藤 洋子さん
○稗貫 康市さん ○新井田キヌエさん
○林 裕子さん ○若杉 幸造さん
○本間 保雄さん

※ご本人・団体の了承を得て掲載しています。

ふるさと応援寄付金をいただき、ありがとうございました

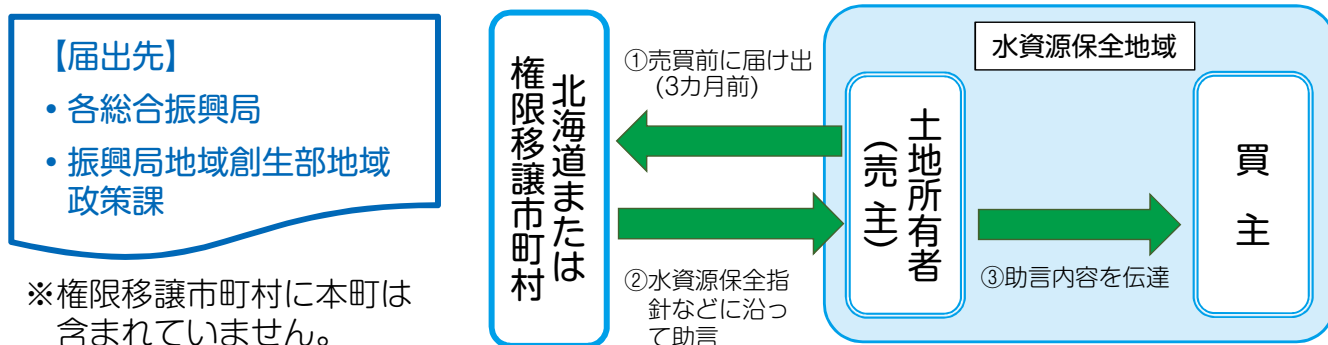
赤木 博之さん(兵庫県宝塚市)
五十嵐 潤さん(東京都渋谷区)
石川隆一郎さん(苫小牧市)
岩下 毅さん(鹿児島県鹿児島市)
岩田 徹さん(東京都大田区)
加藤 孝一さん(愛知県名古屋)
栗原 恒太さん(茨城県つくばみらい市)
柴田 潤二さん(静岡県静岡市)
清水 加恵さん(高知県宿毛市)
鈴木千賀子さん(静岡県藤枝市)
関根 勇哉さん(東京都練馬区)
中川 雄太さん(札幌市)
林 和広さん(富山県富山市)
福西 隆史さん(奈良県吉野郡)
星 真理子さん(宮城県仙台市)
細井 賢二さん(東京都国立市)
松井 直樹さん(東京都港区)
松尾 英司さん(福岡県北九州市)
美濃部 彰さん(千葉県千葉市)
目黒 誠さん(群馬県渋川市)
望月 美香さん(東京都墨田区)
山口 洋平さん(熊本県菊池郡)
山田 栄二さん(東京都品川区)
山田 衛さん(香川県高松市)

※ご本人の了承を得て掲載しています。
542件の寄付をいただいています。

寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただきます。

『北海道水資源の保全に関する条例』に基づく事前届出について

北海道水資源の保全に関する条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものです。水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合、**土地の権利者は、契約締結の3カ月前までに知事へ届け出が必要です。**



※権限移譲市町村に本町は含まれていません。

届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局です。また指定地域は、地域を管轄する振興局、または道ホームページで確認できます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>



問合せ先 北海道総合政策部政策局土地水対策課水資源保全係
 ☎011-204-5178

9月10日～16日は自殺予防週間です

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延とその対策の影響を受けて、仕事や生活に不安やストレスを感じている方も少なくないと思います。

また、私生活において不安で眠れないといった悩みや、職場でのメンタルヘルスの不調などの悩み、生きづらさを感じるなどさまざまな悩み、自ら自覚できない悩みなど、苦しみに陥っている場合もあります。

暮らしや命の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切です。

また、自分の周りにも抱えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞くなど、見守っていくことが大切です。場合によっては専門家につながりことも必要となります。

<相談窓口>

■北海道いのちの電話

☎011-231-4343 24時間無休

■旭川いのちの電話

☎0166-23-4343

月～木 9時～15時30分

金土日・祝日 24時間

■いのちの電話の相談フリーダイヤル相談

☎0120-783-556

毎月10日 8時～翌日8時

毎日 16時～21時

■こころの電話相談統一ダイヤル

(北海道立精神保健福祉センター)

☎0570-064-556

平日 9時～21時

土日・祝日 10時～16時

■中標津保健所健康推進課

☎0153-72-2168

平日 9時～17時30分

■24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310

■子どもの人権110番

☎0120-007-110

平日 8時30分～17時15分

■チャイルドライン

☎0120-99-7777

18歳までの子どもがかける電話

毎日 16時～21時

■保健福祉センター健康推進担当

☎0153-82-1515

平日 8時30分～17時15分

— 保健福祉センター 健康推進担当 —

相談

乳幼児健康相談日程



9月30日(木)
 会場：ひまわり

4カ月
 6～7カ月
 9～10カ月
 12～13カ月
 2歳児

感染予防対策のため、時間予約制としています。対象児以外でご希望の方は事前にお問い合わせください。

問合せ先

保健福祉センター
 健康推進担当

☎82-1515(内線512)

9月の精神保健福祉 遠隔相談日程

中標津保健所では、毎月こころの問題でお悩みの方を対象とした、精神科医師によるインターネット回線での遠隔相談を開設しています。相談は完全予約制です。

日時 9月16日(木)
 13時30分～16時30分

場所 中標津保健所診察室
予約先 中標津保健所健康推進課

☎0153-72-2168

※保健師による相談は随時受け付けています。

「町長直通メール」開設

町では町民の皆さまとともに「協働」のまちづくりを推進していくため、町長が直接見る「町長直通メール」を開設しました。以下の必須事項を記入し送信いただくことで、直接町長へメールが届きます。

生活する上でお気づきになったことなど、お気軽にご連絡ください。

直通メール mayor@shibetsutown.jp

必須事項 氏名、住所、生年月日

注意事項

- ・匿名のメールは受け付けできません。
- ・町内在住の方のみご利用いただけます。
- ・全てに返信・回答するものではありません。

問合せ先 総務課情報化・広報統計担当 ☎82-2131(内線208)



町長直通メール

北方領土に関する標語・キャッチコピー

令和2年度最優秀賞 **絶やすまい 返還つなく 強い声**



標津病院医師紹介



このたび、標津病院に矢野千葉医師(内科)の後任として森高泰河医師が着任しました。任期は令和3年9月1日から令和4年3月31日までです。

どうぞよろしくお願いいたします。

問合せ先 標津病院 ☎82-2111

住宅

公営住宅 町営望ヶ丘ハイム入居者募集

空家となった下記の部屋の入居者を募集します。入居を希望される方は、9月14日(火)までに下記へお申し込みください。入居条件など詳しくはお問い合わせください。

○緑団地B-8

(3LDK 74.94㎡)
家賃範囲 24,000円 ~55,100円

○緑団地C-4 高齢者用

(1LDK 48.69㎡)
家賃範囲 15,700円 ~36,200円

○緑団地C-9

(3LDK 74.94㎡)
家賃範囲 24,300円 ~55,800円

○緑団地D-8

(3LDK 74.94㎡)
家賃範囲 24,600円 ~56,600円

○緑団地E-3 高齢者用

(1LDK 56.89㎡)
家賃範囲 18,700円 ~36,900円

○緑団地E-8

(3LDK 74.94㎡)
家賃範囲 24,700円 ~56,900円

○望ヶ丘ハイム202号室

(3LDK 61.79㎡)
家賃範囲 35,000円 ~50,000円

申込・問合せ先

建設水道課建築・住宅担当
☎58-7247(内線226)

経営を取り巻く様々なリスクに備えて!

「販売した商品が原因でお客様がケガをした」
「お客様のデータが不正アクセスされ抜き取られた」
「火災のため店舗が営業停止・売り上げ減少」などに・・・

《企業財産保険・賠償保険》がお役に立ちます!

損害保険トータルプランナー

遠藤損害保険事務所

代表 遠藤 幸男<標津町南3条西2丁目>

Tel:0153-82-3330

Mail:yukioend@mint.ocn.ne.jp



山・森林のことなら、森林組合まで!!

【各種造林(植栽、間伐、皆伐)、木の伐採作業】

【取扱販売商品例】

・割り薪(乾)35cm、ホダ木、キノコ駒菌

令和4年販売分注文受付中

標津町森林組合

標津町北2条西1丁目1-3 役場農林課内

TEL 85-7244

秋鮭の御注文承ります!! ぜひご利用ください。



標津漁業協同組合 直売所

TEL0153-82-2035

広報しべつへの広告掲載募集中!

対象 町内の事業者および活動団体など
広告掲載料 ※1枠1回の単価

▷ 4,000円 【縦 45mm × 横 88mm】

▷ 8,000円 【縦 45mm × 横 179mm】

▷ 9,000円 【縦 95mm × 横 88mm】

▷ 17,000円 【縦 95mm × 横 179mm】

申込期限 掲載希望月の前月の10日まで

問合せ先 総務課広報統計担当 (内線221)

ファミリーバドミントン教室 参加者募集！

町バドミントン協会では、以下の日程でファミリーバドミントン教室を開催します。初心者の方大歓迎ですので、ぜひ親子でご参加ください。

日	時	9月21日(火)～10月12日(火)
		毎週火曜日 計4回
		19時～20時30分
場	所	総合体育館
対	象	町民在住の方
参	加	無 料
持	ち	ラケット、上靴、タオル、飲み物など
参加方法		当日、直接来館ください。
問 合 先		総合体育館 ☎82-3112

「新型コロナワクチン接種証明書」の発行について

- ・新型コロナワクチン接種証明書は、現に海外渡航の予定がある方のみ交付対象となります。
- ・証明書があると海外渡航先での入国時の隔離期間短縮・免除などの緩和措置が受けられる場合があります。証明書による緩和措置は国・地域によって異なりますので、外務省ホームページで確認してください。
- ・海外渡航予定がない方の接種証明書は、クーポン券に添付されている予防接種済証（接種会場で接種時にシール貼付）になりますので、接種後は大切に保管してください。

申請に必要な書類

- ① 申請書
- ② 旅券（海外渡航時に有効なパスポート）の顔写真があるページの写し
- ③ 接種済証の写し
- ④ 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など）

問合先 標津町保健福祉センターひまわり内
【新型コロナウイルスワクチン接種相談・予約受付窓口】
☎0153-85-7272

新型コロナウイルス感染症の相談の目安

発熱や咳など比較的軽い
風邪症状

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ
（倦怠感）、高熱などの強い症状の
いずれかがある場合

かつ以下のいずれかの症状

- 高齢者
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患あり
- 人工透析患者
- 免疫抑制剤や抗がん剤など使用
- 妊婦

4日以上続く場合

すぐに

すぐに

- ① かかりつけの医療機関にお電話を
- ② かかりつけ医療機関がない方は、下記へお電話を
北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター
☎0120-501-507（24時間相談窓口）

スポーツ

9月のスポーツ

2日(木)、14日(火)

子ども元気アップ大作戦（標津）
〔9時～ 標津こども園〕

7日(火)

子ども元気アップ大作戦（川北）
〔9時45分～ 川北こども園〕

13日(月)、27日(月)

スポーツ体験教室
〔16時～ 総合体育館〕

18日(土)

歴史探訪ウォーニック【健P】
〔9時～ 町内〕

29日(水)

貯筋運動教室
〔10時～ 総合体育館〕

毎週 火曜・水曜

筋力アップトレーニング教室
〔18時～ トレーニングルーム〕

毎週 月曜・水曜・金曜

祝日を除く

ウォーキング広場
〔18時30分～ 町内各地〕

<以上、主な大会、教室など>

※【健P】は健康ポイント対象事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業の日程などは変更となることがあります。最新情報は町ホームページ、ツイッター、防災無線などでお知らせします。

環境整備いただき ありがとうございました

地域貢献活動の一環として、7月26日に標津小学校の敷地内環境整備を行った鹿島道路(株)標津出張所へ町教育委員会から感謝状が贈呈されました。



まちの声

420

野付で仕事とやりがいを両立

こ 小門 たかし
隆志さん (茶志骨)
野付半島ネイチャーセンター



今 年の五月に南国鹿児島より引っ越してきましたコカドです。

十年以上前から北海道、特に野付半島や「四角い太陽」に魅力を感じ通っていました。今回移住し、今後は野付半島で仕事をしようとしています。もっとも「旅行」と「住む」は大違いで、冬の野付半島の寒さは覚悟していたのですが、標津町に暮らし始め連日の寒さで風邪を

ひきました。幸い新型コロナウイルス感染ではありませんでした。

幼少の頃から機械いじりが好きで、ラジカセを分解しても直せずといった経験もあり、その流れで学校では電気を専門に学んだものの、思ったよりもつまらない専門の授業はうわの空、下がり続ける成績にだんだん危機感を感じ、なんとか卒業するまでに電気工士や電気主任技術者等の資格を取得、当時引く手数多の求人なか「地元に残れ。」という親の声を無視できず、一方で恩師の期待を裏切り専門外の仕事に就きました。以来三十数年働き続けた職場でしたが、先のないコロナ禍で旅行自粛等によりストレスの捌け口が無く、残りの人生をただ無為に過ごすよりも「ワークライフバランス」の実践のため自分のやりたいことを仕事に、と一念発起しました。

今は野付半島ネイチャーセンターに勤め、ガイド修業しつつ、今後のプランを練っています。基本無口で、道民の方々と距離間に戸惑いながら日々往々左往しているところです。できれば年金が貰えるまで(何時になるかわかりませんが)、この地で頑張ろうと考えていますので今後よろしく願います。

次の「まちの声」は佐藤善藏さん(川上町)です。

標津町民憲章

(昭和46年11月3日制定)

- 健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- 自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- 心を豊かにし文化を高めましょう。
- 子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

10月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

- 日 時 10月5日(火) 13時30分～
- 場 所 川北生涯学習センター
- 問合先 住民生活課

人のうごき

令和3年7月末日現在 (前月比)

人 口	5,065人(-13人)
男	2,468人(-8人)
女	2,597人(-5人)
世帯数	2,366世帯(-1世帯)

人口前月比の内訳

増		減		比較
転 入	8人	転 出	17人	-9人
出 生	2人	死 亡	6人	-4人
その他	1人	その他	1人	0人
計	11人	計	24人	-13人

※外国人を含む人口・世帯数を掲載しています。

町内の交通事故

令和3年7月1日～7月31日 (今年の累計)

人身事故	0件(0件)
負 傷 者	0件(0件)
死 亡 者	0件(0件)
物損事故	5件(50件)



▽表紙でも掲載しましたが、今年の夏も静かなまま終わると諦めていたら遠くから園児たちの「わっしょい」の掛け声が…。

元気な先生とは対照的に、疲れながらも一生懸命に担いでいる姿にほっこりしました。(S)

▽6月号の編集のまどで「バイクを買いたい」と呟きました…ついには買いました！

週末とはいわず、時間があれば乗っています。ちよっとした距離でも乗っています。ランニングする回数は減りました…。(T)